

## 第214回 岩手県開発審査会議事録

日時 令和3年9月14日（火）9時30分から

場所 盛岡地区合同庁舎 8階 講堂B

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

それでは所定の時間になりました。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

ただ今から、第214回岩手県開発審査会を開催いたします。

本日は、審査会委員7名全員の御出席をいただいております。

岩手県開発審査会条例第4条第2項の規定による所定の定足数に達し、当審査会が成立したことを確認いたしましたので、御報告いたします。

それでは、開催に当たりまして、岩手県県土整備部都市計画課嵯峨総括課長より御挨拶申し上げます。

○事務局（都市計画課総括課長）

（挨拶）

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

本日は、お配りしております議案のとおり、開発審査会審査基準の一部改正、都市計画法第29条第1項の開発許可に係る2件、都市計画法第43条第1項の建築許可に係る5件について御審議をいただく予定となっております。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

それでは、ただ今より議事に入らせていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、非公開とされる案件を除き、後日、県のホームページで公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

当審査会は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により会長が議事の進行を行うこととされておりますので、坂田会長、議事の進行をよろしく願います。

○会長

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

議事の進行を務めさせていただきますので、御協力をお願いします。

まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

阿部江利子委員と三宅委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○両委員（「はい。」の声）

○会長

それでは、議案の審議に入ります前に、本日の議案の中で、非公開とすべき案件はありますか、事務局に説明を求めます。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

付議議案のうち、議案第1号につきましては審査基準の一部改正であり特定の個人が識別されるものではないこと、議案第2号整理番号2番につきましては、法人に係る案件であり、かつ、情報公開条例第7条第1項に該当する情報が含まれないものと考えられることから、公開対象となるものと考えております。

議案第2号のうち整理番号1番及び議案第3号の全てにつきましては、全て個人に係る案件であり、情報公開条例第7条第1項第2号に該当する個人情報が含まれることから、非公開とすることが相当であると考えております。

○会長

ただ今の事務局の説明のとおり、議案第1号及び議案第2号の整理番号2番については公開とし、議案第2号のうち整理番号1番、議案第3号の全ては非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

それでは、審議に入りたいと思いますが、初めに、本日の進め方について事務局に説明を求めます。

○事務局

本日は、議案ごとに4回に分けて御審議いただきたいと考えております。

具体的には、初めに公開対象となる議案第1号を、次に、同じく公開対象となる議案第2号の

うち整理番号2番を御審議いただきます。

次に、非公開とした後、初めに議案第2号の整理番号1番を御審議いただき、最後に議案第3号の全5件を御審議いただきたいと考えております。

○会長

ただ今の事務局の説明のとおりでよろしいですか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

それでは審議に入りたいと思います。

議案第1号「岩手県開発審査会審査基準の一部改正について」を上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

（説明省略）

○会長

それでは質疑に入ります。本議案について、質問等はございませんか。

○会長

それでは、特に無いようですので、採決に入りたいと思います。

議案第1号「岩手県開発審査会審査基準の一部改正について」を原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

御異議なしと認め、原案どおり可決します。

○会長

次に議案第2号「都市計画法第29条第1項の規定による開発許可について」の整理番号2番を上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

(説明省略)

○会長

それでは質疑に入ります。本議案について、質問等はございませんか。

○委員

今回の開発区域と既存の開発区域で一部重複しているように見えるのですが、この範囲はどのような扱いなのでしょう。

○事務局

おっしゃるとおり、別冊4ページの図面を御覧いただくと、今回の開発区域は赤枠で示しているところ、従前の開発区域は黄色の枠で示しているところであり、丁度真ん中のあたりが重複しております。

今回の申請は、あくまでも従前区域も含めた全体の区域が一つの単位となりまして、そのうち今回は赤枠の部分を開発するという申請になっておりますので、全体としては従前区域の開発も上書きをされたといいますか、今回の区域と一体となった区域に更新されたという扱いとしております。

○会長

よろしいでしょうか。

特別養護老人ホームというのは、老人福祉法に根ざしたということですね。介護保険法に根ざした施設にはならないのでしょうか。

○事務局

介護老人保健施設は介護保険法に基づくものですので別の扱いになり、今回の特別養護老人ホームにつきましては、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の中に位置づけられております。

○会長

介護保険法の適用を受けるには、若干プラスアルファな条件があったと記憶しています。それはよいということであれば大きな問題はないのですが。

○事務局

介護老人保健施設につきましては、開発許可上も開発審査会の基準ですと3(14)「介護老人

保健施設」がありますので、今回の基準とは別の扱いで審査をすることになります。実際、その基準で審査して平成12年に開発許可を得ているのが従前の施設になります。

○会長

よろしいでしょうか。

特に無いようですので、それでは、採決に入りたいと思います。

議案第2号の整理番号2番を原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

御異議なしと認め、原案どおり可決します。

本日の公開案件は以上でございますが、本日、傍聴されている方はいらっしゃいますでしょうか。事務局確認をお願いいたします。

○事務局

本日は、2名の方が傍聴の受付をされておまして、今現在は、1名の方が傍聴されております。

○会長

ここからは非公開となりますので、傍聴者及び報道機関の方は御退席をお願いします。

（非公開案件議事）

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

それでは、以上をもちまして、第214回岩手県開発審査会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

以上